

令和5年度

日立市安全・安心・住まいる助成制度

この制度は、市民が安全で、安心な住まいづくりの実現のために、個人住宅の耐震・浸水・防犯それぞれの対策に係る改修を行う場合に、その経費の一部を助成するものです。

申請から助成金受領まで

1 事前相談



事前に相談をしてください。相談窓口は、住政策推進課内に設置しています。

2 見積書の作成



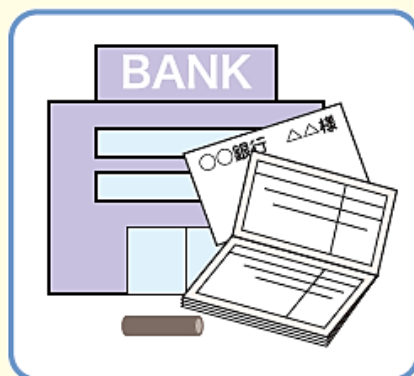
登録事業者の中から施工等を行う事業所を選び見積書を作成してもらってください。

3 申請



申請書を作成して、住政策推進課まで提出してください。(申請書は、住政策推進課窓口にあります。また、日立市HPに掲載しています。)

6 助成金の支出



助成金の支出をします。指定された口座に助成金を振り込みます。

5 完了検査



耐震改修工事や住宅のかさ上げ工事など工事内容によっては、完了検査を行います。

4 工事等の着工

- ①申請書の審査の結果、市から交付決定通知書が届きます。
- ②工事等を行う事業者と契約を結んでください。
- ③診断又は工事等を行ってください。
- ④工事等を行う事業者から診断結果または工事結果を確認してください。
- ⑤工事等の代金を支払い領収書もらってください。
- ⑥実績報告書兼請求書を住政策推進課に提出してください。

申請方法

所定の申請書に記入の上、直接か郵送で

提出先 問い合わせ先

日立市 住政策推進課
〒317-8601 日立市助川町 1-1-1
TEL 22-3111(内線 247) FAX 21-7750
IP 電話 050-5528-5148



制度の詳細については、左記のQRコードより市のホームページをご覧ください。

耐震対策

地震発生時の既存木造住宅の倒壊等による災害を防止し、安全性の向上及び耐震改修を促進します。

そこで、**昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅**を対象に耐震診断、耐震改修等を行う場合、経費の一部を助成します。

※ 助成金の交付は、STEPごとに、対象住宅につき1回です。

STEP
1

耐震診断

木造住宅耐震診断士による、耐震改修等の必要性の判定を目的とした耐震診断への助成です。

助成率 15/16

限度額 30,000 円



STEP
2

耐震改修
計画

ステップ1より精密な診断を行い、耐震化のための改修計画（耐震改修設計を含む）づくりへの助成です。

ステップ1で耐震性が不十分と診断された住宅が対象です。

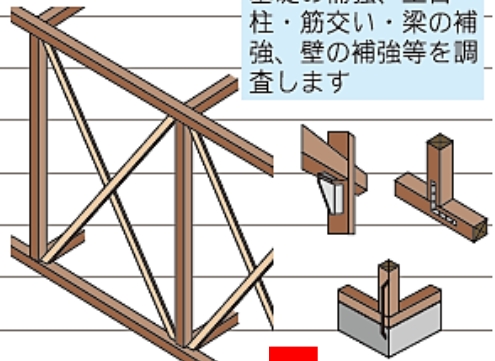
助成率 1/3

限度額 100,000 円

耐震改修計画＋耐震改修

【一括助成】

基礎の補強、土台・柱・筋交い・梁の補強、壁の補強等を調査します



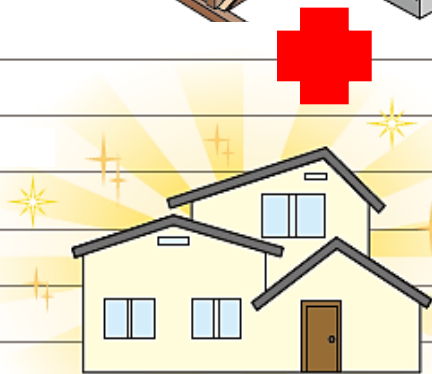
STEP
3

耐震改修

ステップ2の耐震改修計画に基づいた耐震改修工事への助成です。耐震化への最終段階の助成です。

助成率 1/3

限度額 300,000 円



『耐震改修計画』と『耐震改修』を併せて行う場合には、助成金の**一括申請**を行うことができます。

助成率 耐震改修工事に係る経費の 4/5

限度額 1,000,000 円

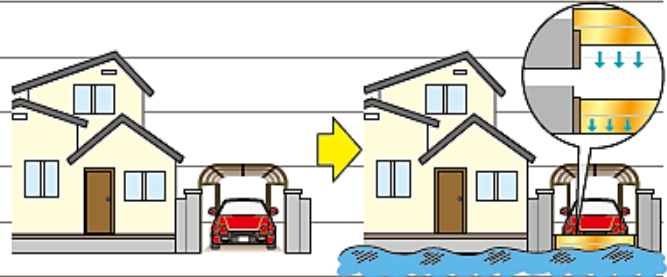


毎年、台風や低気圧の接近に伴い、浸水被害を受ける住宅が発生しています。そこで、大雨等による住宅の浸水被害を防止するため、浸水対策工事を行う方を対象に経費の一部を助成します。

防水板設置工事

住宅への浸水を防ぐため、門扉や住宅等に防水板を設置する工事です。

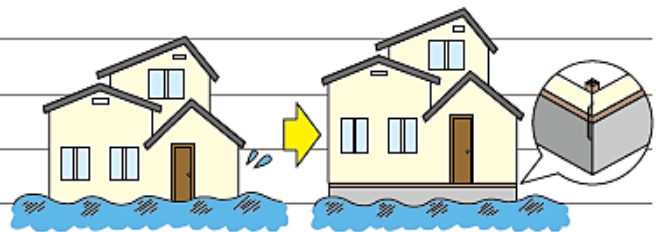
助成率 3 / 4 限度額 300,000円



住宅かさ上げ工事

過去に床上浸水を受けた住宅が、住宅のかさ上げ改修を行う工事です。

助成率 3 / 4 限度額 3,000,000円



毎年、空き巣や忍込みなどの住宅侵入犯罪が発生しており、多くの方が被害に遭われています。

そこで、住宅侵入犯罪による被害などを未然に防止するため、防犯性の高い住宅の設備に係る防犯対策工事を行う方を対象に経費の一部を助成します。

軽微な取付工事

主な対象工事	
ドア	・錠の取付け、交換
窓	・補助錠の取付け ・防犯フィルムの取付け
防犯性を高める工事	・防犯ライトの取付け ・防犯アラームの取付け ・サムターンカバーやガードプレートの取付け

助成率 1 / 3 限度額 10,000円

防犯改修工事

主な対象工事	
ドア	・玄関ドア、勝手口ドアの取替え
窓	・窓(防犯ガラス)の取替え ・窓シャッターの取付け ・面格子の取付け ・雨戸の取付け ・サッシの取付け
防犯性を高める工事	・防犯カメラの取付け ・カメラ付きドアホンの取付け

助成率 1 / 3 限度額 50,000円

軽微な取付工事及び防犯改修工事のドア及び窓の取付部品はCPマーク認定製品を使用していること



※ 助成金の交付は、「軽微な取付工事」、「防犯改修工事」ごとに、対象住宅1棟（共同住宅及び長屋にあっては1戸）につき1回です。

